

資料提供（投げ込み）令和2年4月30日（木）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 子育て推進課 （電話059-229-3390）	子育て推進課長 水野 浩哉

保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る 利用者負担額（保育料）の軽減対象期間の延長について

国が「緊急事態宣言」を全都道府県に発令していることや三重県での感染状況を踏まえ、引き続き子どもたちへの感染拡大防止のための措置として、令和2年5月7日から同月31日まで、本市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業の2号、3号認定子どもについて登園自粛の要請期間を延長することから、当該要請に係る利用者負担額の軽減対象期間を延長します。

記

1 対象

- (1) 施設 市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業
- (2) 子ども (1)を利用する0歳児、1歳児及び2歳児

2 延長後の対象期間

令和2年4月15日（水）から同年5月31日（日）まで

3 その他

利用者負担額の軽減対象期間は、登園自粛の要請期間が変更された場合には、当該要請期間に合わせて変更します。